

無料

技術専門家派遣

2回
まで

1社あたり2回、1回あたり2時間まで無料で専門家を派遣します

・金属加工に関する出張セミナー

・塗装に関する出張基礎セミナー

・機械図面に関する出張セミナー

・テレワーク導入に関する出張診断

何でもご相談
ください！



技術士や大手企業OBが人材教育をサポート！

専門家派遣までの流れ

申 込

相模原商工会議所に技術専門家派遣利用申込書をFAX、メールまたは事務局までご提出下さい

連携機関へ照会

派遣専門家の決定

専門家の訪問・指導

派遣の終了

※相談内容によっては派遣できる専門家がない場合もございます。予めご了承下さい。

事業内容

【派遣内容】

市内中小製造業に所属する技術者の育成につながる派遣内容であることが必要です。

【対象者】

専門家派遣の対象者は、市内に事業所を有する中小企業製造業者等であり、次に該当する方となります。

- ①中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者
- ②製造業等とは、日本産業分類でいう製造業及び製造業に付帯するサービス業とする。

【専門家派遣までの流れ】

- ①対象者は相談シートを商工会議所に提出します。
- ②商工会議所は連携機関に技術専門家の紹介依頼を行います。
- ③連携機関は相談内容に応じた専門家の選定を行います。
- ④連携機関は商工会議所に対し選定結果を報告します。
- ⑤商工会議所は派遣可能な専門家の有無を対象者に報告し、承諾を得ます。
- ⑥（対応可能な専門家がいる場合）商工会議所は専門家へ支援依頼を実施します。
- ⑦専門家は商工会議所に対し承諾書・秘密保持誓約書を提出します。
- ⑧専門家は対象者に対し訪問支援を実施します。
- ⑨専門家は商工会議所に対し実施した支援内容を報告書（様式2）として提出します。

【派遣の実施回数・時間】

- ・派遣の実施回数については1社あたり2回以内とし、1回あたりの派遣時間は2時間以内とします。
- ・複数社の連携にて申請の場合、企業数×2回の派遣回数を上限とします。

【対象期間】

本事業は、2020年4月1日～2021年3月中旬までに実施されるものとします。

【守秘義務】

専門家に対して、派遣事業上知り得た企業秘密を厳守するよう指導します。